

契 約 書 (案)

件 名	財務会計システムの購入及びシステム運用・保守
履 行 場 所	広島市立病院機構本部事務局及びその他発注者が指定する場所
契 約 期 間 等	1 契約期間 契約締結日から令和14年3月31日まで 2 システム納入期限 令和9年3月31日 3 契約不適合責任期間 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで 4 システム運用・保守業務履行期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
契 約 金 額	金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
契 約 金 額 の 内 訳	1 システムの購入金額 金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 金 円) 2 システム運用・保守業務委託金額 金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
支 払 方 法 等	各年度における支払金額は別紙「支払内訳書」のとおり
契 約 保 証 金	
そ の 他 の 契 約 事 項	広島市立病院機構物品調達及び保守等委託業務契約約款のとおり
特 約 条 項	1 本調達は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「改正協定」という。)、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(以下「日欧協定」という。)、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定(以下「日英協定」という。)の適用を受ける調達であるため、改正協定第18条、日欧協定第10.12条、日英協定第10.12条に定める苦情処理手続により、調達者が契約を締結すべきでない旨又は契約の執行を停止すべき旨の判断をしたときは、契約締結の留保又は契約の解除を行うことができる。 2 その他別紙仕様書のとおり。
適 用 除 外 事 項	
管 轄 裁 判 所	広島市地方裁判所

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の広島市立病院機構物品調達及び保守等委託契約業務約款によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 広島市中区基町7番33号
地方独立行政法人広島市立病院機構
理 事 長 秀 道 広

受注者

支 払 内 訳 書

年度別・月別支払内訳

年度	回数	履行期間	請求の時期	支払金額	備考
8	—	契約締結日から令和9年3月31日まで	令和9年4月20日まで	円	システム購入分
小 計				円	
9	1	令和9年4月1日から令和9年4月30日まで	令和9年5月20日まで	0 円	システム運用・保守業務分
	2	令和9年5月1日から令和9年5月31日まで	令和9年6月20日まで	0 円	
	3	令和9年6月1日から令和9年6月30日まで	令和9年7月20日まで	0 円	
	4	令和9年7月1日から令和9年7月31日まで	令和9年8月20日まで	0 円	
	5	令和9年8月1日から令和9年8月31日まで	令和9年9月20日まで	0 円	
	6	令和9年9月1日から令和9年9月30日まで	令和9年10月20日まで	0 円	
	7	令和9年10月1日から令和9年10月31日まで	令和9年11月20日まで	0 円	
	8	令和9年11月1日から令和9年11月30日まで	令和9年12月20日まで	0 円	
	9	令和9年12月1日から令和9年12月31日まで	令和10年1月20日まで	0 円	
	10	令和10年1月1日から令和10年1月31日まで	令和10年2月20日まで	0 円	
	11	令和10年2月1日から令和10年2月29日まで	令和10年3月20日まで	0 円	
	12	令和10年3月1日から令和10年3月31日まで	令和10年4月20日まで	0 円	
小 計				0 円	

年度	回数	履行期間	請求の時期	支払金額	備考
10	1	令和10年4月1日から令和10年4月30日まで	令和10年5月20日まで	円	システム運用・保守業務分
	2	令和10年5月1日から令和10年5月31日まで	令和10年6月20日まで	円	
	3	令和10年6月1日から令和10年6月30日まで	令和10年7月20日まで	円	
	4	令和10年7月1日から令和10年7月31日まで	令和10年8月20日まで	円	
	5	令和10年8月1日から令和10年8月31日まで	令和10年9月20日まで	円	
	6	令和10年9月1日から令和10年9月30日まで	令和10年10月20日まで	円	
	7	令和10年10月1日から令和10年10月31日まで	令和10年11月20日まで	円	
	8	令和10年11月1日から令和10年11月30日まで	令和10年12月20日まで	円	
	9	令和10年12月1日から令和10年12月31日まで	令和11年1月20日まで	円	
	10	令和11年1月1日から令和11年1月31日まで	令和11年2月20日まで	円	
	11	令和11年2月1日から令和11年2月28日まで	令和11年3月20日まで	円	
	12	令和11年3月1日から令和11年3月31日まで	令和11年4月20日まで	円	
小 計				円	
11	1	令和11年4月1日から令和11年4月30日まで	令和11年5月20日まで	円	システム運用・保守業務分
	2	令和11年5月1日から令和11年5月31日まで	令和11年6月20日まで	円	
	3	令和11年6月1日から令和11年6月30日まで	令和11年7月20日まで	円	
	4	令和11年7月1日から令和11年7月31日まで	令和11年8月20日まで	円	
	5	令和11年8月1日から令和11年8月31日まで	令和11年9月20日まで	円	
	6	令和11年9月1日から令和11年9月30日まで	令和11年10月20日まで	円	
	7	令和11年10月1日から令和11年10月31日まで	令和11年11月20日まで	円	
	8	令和11年11月1日から令和11年11月30日まで	令和11年12月20日まで	円	
	9	令和11年12月1日から令和11年12月31日まで	令和12年1月20日まで	円	
	10	令和12年1月1日から令和12年1月31日まで	令和12年2月20日まで	円	
	11	令和12年2月1日から令和12年2月28日まで	令和12年3月20日まで	円	
	12	令和12年3月1日から令和12年3月31日まで	令和12年4月20日まで	円	
小 計				円	

年度	回数	履行期間	請求の時期	支払金額	備考
12	1	令和12年4月1日から令和12年4月30日まで	令和12年5月20日まで	円	システム運用・保守業務分
	2	令和12年5月1日から令和12年5月31日まで	令和12年6月20日まで	円	
	3	令和12年6月1日から令和12年6月30日まで	令和12年7月20日まで	円	
	4	令和12年7月1日から令和12年7月31日まで	令和12年8月20日まで	円	
	5	令和12年8月1日から令和12年8月31日まで	令和12年9月20日まで	円	
	6	令和12年9月1日から令和12年9月30日まで	令和12年10月20日まで	円	
	7	令和12年10月1日から令和12年10月31日まで	令和12年11月20日まで	円	
	8	令和12年11月1日から令和12年11月30日まで	令和12年12月20日まで	円	
	9	令和12年12月1日から令和12年12月31日まで	令和13年1月20日まで	円	
	10	令和13年1月1日から令和13年1月31日まで	令和13年2月20日まで	円	
	11	令和13年2月1日から令和13年2月28日まで	令和13年3月20日まで	円	
	12	令和13年3月1日から令和13年3月31日まで	令和13年4月20日まで	円	
小 計				円	
13	1	令和13年4月1日から令和13年4月30日まで	令和13年5月20日まで	円	システム運用・保守業務分
	2	令和13年5月1日から令和13年5月31日まで	令和13年6月20日まで	円	
	3	令和13年6月1日から令和13年6月30日まで	令和13年7月20日まで	円	
	4	令和13年7月1日から令和13年7月31日まで	令和13年8月20日まで	円	
	5	令和13年8月1日から令和13年8月31日まで	令和13年9月20日まで	円	
	6	令和13年9月1日から令和13年9月30日まで	令和13年10月20日まで	円	
	7	令和13年10月1日から令和13年10月31日まで	令和13年11月20日まで	円	
	8	令和13年11月1日から令和13年11月30日まで	令和13年12月20日まで	円	
	9	令和13年12月1日から令和13年12月31日まで	令和14年1月20日まで	円	
	10	令和14年1月1日から令和14年1月31日まで	令和14年2月20日まで	円	
	11	令和14年2月1日から令和14年2月29日まで	令和14年3月20日まで	円	
	12	令和14年3月1日から令和14年3月31日まで	令和14年4月20日まで	円	
小 計				円	